

答 申 第 142 号
平成15年12月17日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 麻生 肇

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年12月12日付け一廃第361の1号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成10年6月2日付けで異議申立人から提起された平成10年3月20日付け生第328号の2で行った公文書不存在等通知に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件不存在等通知により行った処分のうち、後の用途及び環境評価に関する部分を除く部分を取り消すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成 1 0 年 3 月 2 0 日付け生第 3 2 8 号の 2 で行った「八千代市内の一般廃棄物処分場の経過及び実態の詳細資料、処分場として使用した又は使用している場所（何ヶ所か）、その面積、容積、廃棄物の内容、使用前の用途、後の用途、地権者の推移、事前の環境（地下水等全て）評価、同事後」の公文書不存在等通知書による処分（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書等で主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 環境、ごみ問題は日増しにその深刻の度合いを深めており、今や県民の最大関心事の一つとなっている。

そのような中、県が八千代市内の一般廃棄物処分場に関する資料のうち、当該地の使用前及び後の用途、同地権者、関連した費用及び事前と事後（最新のもので可）の環境評価資料等地域住民にとって安心して生活するために必要な情報、資料が全て不存在とは信じがたい事とあって良い。さらにその不存在の理由も不明である。市民・県民は行政の何を信じて生活したら良いのか不安でならない。

最新の事実・実態（現場、庁内関係等全て）を調査してでも、メモでも良いから関係する資料、情報を公開願いたい。

イ 環境問題の難問解決のために必要とされる貴重かつ重要な資料である当該整備計画書が当該自治体の上位庁の県において既に廃棄済み等で不存在であることなどはあってはならないことで、その不当性はとても認められない。

ましてや、当該処分場は現在も稼働、存在し、種々の問題が発生あるいは発生する可能性があり、決して過去の事案ではない。ぜひ上位庁として所有されるべき当該資料を公開して欲しい。

ウ なお、本件に係る公開請求は平成 1 0 年 2 月 6 日付けのものであり、この間実に満 5 年間もの長期に亘る日時を費やしたその行為は、不作為の域を超えており行政当局の不当、違法な怠業行為である。本件行為に対し新ためて

異議を申し立てたい。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求に係る公文書について

市町村は廃棄物処理施設整備の国庫補助金の申請を行うに際し、申請書類として、廃棄物処理施設整備計画書（以下「整備計画書」という。）を添付するものとされており、知事は、これらの申請書類を審査のうえ、国に提出するものとされている。

異議申立人が公開請求した内容から、請求の趣旨を満たすものとして、八千代市の埋立処分地に係る整備計画書（以下「本件整備計画書」という。）を特定した。

本件整備計画書は、八千代市の埋立処分地が平成4年度に着工することから、その前年度の平成3年7月ごろに八千代市により作成され、県の審査を受けた後、平成3年11月ごろに国に提出されたものと推定される。

しかしながら、本件整備計画書は、平成4年3月31日に完結しており、完結した当該文書は、当時の千葉県文書規程第43条の規定により、別表第4の基準に従い定めるところの、「出納その他財務会計に関する文書であって重要なもの」に該当し、保存期間5年を経過した、平成9年4月中に廃棄したものである。

(2) また、他の文書で請求の趣旨を満たす文書を作成しなければならない根拠等もないことから、本件整備計画書以外に請求の趣旨を満たす文書は作成されていない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件決定の経緯について

本件決定に係る公開請求（以下「本件請求」という。）は、「八千代市の一般廃棄物処分場の経過及び実態の詳細資料、処分場として使用した又は使用している場所（何ヶ所か）、その面積、容積、廃棄物の内容、使用前の用途、後の用途、地権者の推移、関連して発生した費用詳細、事前の環境（地下水等全て）評価、同事後及び現在（最新）の検査評価値等」というものであった。

実施機関は、このうち「関連して発生した費用詳細」に係る公文書として国庫補助事業に関連して取得した年度別事業計画精算書（平成5年度）を特定し、また、「現在（最新）の検査評価値等」に係る公文書として維持管理報告書（平成9年9月～12月分）を特定しそれぞれ公開決定を行ったほか、「現在（最新）の検査評価値等」に係る公文書として立入検査結果通知文（平成8年度分）を特定し部分公開決定を行った。

本件決定は、本件請求に含まれるその余の部分に関して行われたものである。

(2) 本件決定の内容について

本件決定には、本件請求のうち「使用前の用途、後の用途、地権者の推移、事前の環境（地下水等全て）評価、同事後」の部分について、八千代市から提出された廃棄物処理施設整備事業整備計画書（以下「整備計画書」という。）を特定したうえ、整備計画書が廃棄済みで不存在であり、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成13年千葉県規則第11号）による廃止前、また平成9年千葉県規則第29号による改正前の知事が管理する公文書の公開に関する規則（昭和63年千葉県規則第64号。以下「旧規則」という。）第2条の2第1項第3号の規定に該当するものとして公文書不存在等通知書により通知したものである。

このほか、当該公文書不存在等通知書の内容には、旧規則第2条の2第1項第4号の規定による不適合を理由とする部分が含まれているが、当該部分は、本件請求のうち、「処分場として使用したか使用している場所（何ヶ所か）、その面積、容積、廃棄物の内容」に関する情報を記載した行政資料である「清掃事業の現況と実績」が千葉県文書館に配架済みであり、何人でも閲覧可能であったことから不適合としたものである。

ところで、この部分は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）附則第9項の規定により、千葉県情報公開審査会に諮問すべき不服申立てと解されない。

したがって、当審査会は原則として、公文書の不存在を理由とした公文書不存在等通知に係る部分について判断し、本件請求の態様から、なお必要がある部分について、本件決定に関連する事項を検討するものとする。

(3) 公文書の不存在について

ア 本件文書について

実施機関は、本件請求を満たすものとして、平成3年度に八千代市から提出された整備計画書（以下「本件文書」という。）を特定したうえ、保存期間の満了により廃棄済みであった旨説明するので、以下検討する。

本件文書は、実施機関の説明によれば、八千代市が国に廃棄物処理施設の国庫補助金の申請の前提として、事業採択を求めるに際し、申請書類として添付したものであり、知事はそれらを審査のうえ国に提出したものの副本である。知事がその書類について審査する事項から判断して、本件文書は本件請求の趣旨を満たすものであったことが認められる。

実施機関の説明によれば、本件文書を取得した時期は、八千代市の埋立処分地が着工される前の平成3年7月頃に八千代市によって作成された以後、知事が審査し国に提出した平成3年11月ごろまでの間であった。

国の補助事業の事業採択の指導書類によれば、施設の整備計画書を通常前年度の9月から10月にかけて提出することとされており、平成4年に着工された事業について前年度の11月に国に提出されていたとの実施機関の説明には不合理な点はなく、事業採択が前年度中に行われることを考えれば、提出した年度の年度末である平成4年3月31日をもって本件文書が完結していたこと

も事実であったと推定できる。

また、平成4年当時に適用されていた旧千葉県文書規程の別表第4について、実施機関は「出納その他の財務会計に関する文書で重要なもの」に区分し、保存期間5年で廃棄したとしているが、本件文書は県の補助金の支出証拠書類ではないものの国庫補助金の申請関係書類であることから、実施機関の取扱いは妥当なものであったと認められる。

以上のことから、本件文書が保存期間の経過により平成9年4月中に廃棄されていたとする実施機関の説明に不合理な点はなく、事務室、書庫等に現に保管されている事実も確認できないことから、請求のあった平成10年2月6日の時点では不存在であったものと認められる。

イ 本件文書以外の公文書について

次に、実施機関が特定した本件文書以外に請求の趣旨を満たす公文書が存在していないかを以下検討する。

なお、実施機関は、各請求項目について個別に該当性を判断して、本件文書のみを特定したものと考えられるが、本件請求の態様が「八千代市の一般廃棄物処分場の経過及び実態の詳細資料」としたうえで、各項目を特記していることから、検討にあたってはより広い範囲で該当性をとらえるものとする。

(ア) 八千代市の一般廃棄物処分場について

千葉県文書館に配架済みである行政資料「清掃事業の現況と実績」によれば、八千代市が設置した一般廃棄物処分場は昭和59年4月に埋立て開始したもの（以下「A 処分場」という。）、平成元年2月に埋立て開始したもの（以下「B 処分場」という。）及び平成6年12月に埋立て開始したもの（以下「C 処分場」という。）の3処分場が存在している。

(イ) 本件文書以外の整備計画書について

上記(1) で不存在と認められた本件文書は上記アに記載の3処分場のうち、C 処分場に関して提出されていたものであるが、実施機関はA 処分場及びB 処分場に係る整備計画書を特定していなかった。

そこで実施機関に説明を求めたところ、A 処分場、B 処分場とも国庫補助金の交付を受けて設置されたとのことであるので、整備計画書が八千代市によって作成され県に提出されていたと考えられるが、C 処分場の設置以前のものであるので、本件文書の廃棄以前に廃棄済みであるとのことであった。

実施機関のこれらの説明には合理性があり、また、事務室、書庫等に現に保管されている事実も確認できないことから、請求のあった平成10年2月6日の時点では不存在であったものと認められる。

(ウ) 一般廃棄物処理施設設置届出書について

一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならないが、市町村が設置する場合にはその許可が不用とされており、その一方で、市町村には法第9条の3第1項の規定により設置の届出が義務付けられている。

そこで調査したところ、A、B 及び C の 3 処分場に係る設置届出書がそれぞれ提出されており、担当課において保管されていた。

それぞれの設置届出書の内容を調べたところ、昭和 57 年 9 月 22 日付けで提出された A 処分場の設置届出書には設置前の土地の種別に関する記載があったほか、処分場の平面図、断面図、構造計算書等の設計図書が添付されているのに加え、関連して実施した地形・地質に関する調査の報告書が現存していた。

昭和 63 年 7 月 1 日付けで提出された B 処分場の設置届出書には A 処分場の設置届出書と同様の構成に加えて処分場所在地の地権者との貸借契約書の写しや登記済証の写しが添付されていた。

平成 4 年 7 月 22 日付けで提出された C 処分場の設置届出書には設置前の土地の種別の記載はなく、地権者との契約書の写し等の添付は確認されなかったが地形、地質に関する調査データが添付されていた。

以上から、A、B 及び C 処分場の設置届出書は、記載内容や添付資料の性質により、本件請求の内容の使用前の用途や地権者の推移、事前の環境に係る公文書と認められる。

なお、平成 10 年 6 月以降は、法により、設置届出書には「周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果」を添えなければならないこととされているが、本件請求の当時には義務付けられておらず、添付されていない。

(エ) 処分場の埋立終了届について

法第 9 条の 3 第 10 項で準用する法第 9 条第 4 項によれば、一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分が終了した時は、都道府県知事に届け出なければならないとされている。

そこで、調査したところ、埋立てが終了していない C 処分場を除く A 処分場と B 処分場の埋立終了届が平成 9 年 12 月 15 日付けで提出され、担当課において保管されていた。これらには、埋立完了時の実績としての廃棄物の内容が記載されているほか、平面図や断面図等の竣工図面や維持管理に関する資料として、放流水の検査項目と排水基準が添付されていた。これらは本件請求内容のうち、事後の環境に関連する情報と見ることができ、埋立終了届は本件請求の対象となる公文書であると認められる。

また、埋立てされた廃棄物の内容及び数量が実績として記載されていることから、行政資料「清掃事業の現況と実績」が千葉県文書館に配架済みであったとしても、実施機関は当該埋立終了届を特定すべきものであったと判断される。

(オ) 埋立処分地施設台帳等について

法第 19 条の 10 第 1 項によれば、上記の埋立終了届の提出を受けた都道府県知事は、最終処分場の台帳を調製し保管しなければならないとされている。

そこで、調査したところ、埋立てが終了した A 処分場及び B 処分場につい

て埋立処分地施設台帳が調整されており、担当課において保管されていた。

この台帳からは、本件決定の内容に含まれるべき情報は確認できなかったが、国庫補助事業関連の記載として、事業費の内訳及び当該費用に対応する財源内訳が記載されていた。

また、埋立終了前の C 処分場に関しては、法による台帳ではないが、国庫補助金の年度別の交付記録が総事業費や補助対象事業の区分とともに整理された補助金交付台帳が整備されていた。

これらの台帳の記載は、処分場に関連して発生した費用に関する記録と見ることができる。

したがって、実施機関は上記 1 のとおり C 処分場に関する年度別事業計画精算書（平成 5 年度）を公開していたとしても、当該 A、B 及び C の各処分場の台帳を特定すべきであったと判断される。

以上のとおり、本件請求を受けて行った本件決定について、環境評価は本件請求の当時「生活環境に及ぼす影響に関する調査」の報告が義務付けられておらず、また後の用途に係る公文書は存在が確認されず、存在していないと認められるが、その他の部分については本件文書以外に特定すべき公文書が存在しているものと認められる。

なお、上記(ウ)において存在が確認されたもののうち A 処分場に係る設置届出書は、昭和 57 年に提出されたものであり、旧条例第 6 条により公開を請求することができる公文書に該当しないが、請求を受付けた時点で特定が行われていれば、旧条例第 14 条第 2 項による公開の申出により対応することができたものであることから、実施機関においては、異議申立人の利益を損なうことのないよう、公開の申出によった場合と同様の範囲で情報提供を行う等の措置を講ずるべきである。

また、上記(オ)の判断については、本件異議申立ての内容に関してのものではないが、本件請求の態様から、埋立処分施設台帳が別途特定されるべきであったと考えられるので、実施機関に対しては、異議申立人の利益を考慮し、特段の対応を求めるものである。

ウ 対象文書の特定について

本件決定において、実施機関が、本件文書が廃棄済みであることを理由に安易に不存在と決定し、他の文書についての検討を怠ったことは妥当を欠くものであったと言わざるを得ない。

実施機関においては、今後は、開示請求の趣旨を的確に把握し、制度の適切な運用に努めるよう附言する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件に係る公開請求は平成 10 年 2 月 6 日付けで行われたものであり、現在まで多くの期間を徒過してしまったことは、不当・違法な怠業行為であると主張する。

確かに、簡易迅速な救済手段である異議申立て制度の趣旨を損なう事態であると考えられるので、実施機関に対しては、早期の諮問と迅速な処理を求める

ものである。

(5) 結論

実施機関は本件決定のうち、後の用途及び環境評価に関する部分は、該当する情報が記録された文書の存在が認められなかったが、対象文書の存在が確認されたその余の部分についての決定を取り消すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 12. 12	諮問書の受理
15. 1. 28	実施機関の理由説明書の受理
15. 2. 27	異議申立人の意見書の受理
15. 4. 25	審議 実施機関から不開示理由の聴取
15. 5. 23	審議 異議申立人の意見陳述
15. 6. 20	審議
15. 7. 18	審議
15. 11. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
麻 生 肇	前千葉県住宅供給公社理事長	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	
横 山 清 美	環境パートナーシップアドバイザー	

(五十音順：平成15年11月21日現在)